

令和 7 年 9 月 定例 県 議 会 （ 本 会 議 ） に お け る 答 弁 要 旨

（質問日：令和 7 年 9 月 1 1 日）

（代表）・一般）

部（局・庁）・課（室）名 健康福祉部 高齢者福祉課

質問者 立憲民 鈴木 均 議員

質 問 要 旨	答 弁 要 旨	答 弁 者
5. 在宅介護について （１）県内自治体における地域包括ケアシステムの現状や課題はどうか。また、県としてどのように支援しているのか。	1 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、市町村において、地域の実情に合わせた体制づくりが進められていますが、担い手や事業所といった社会資源の確保や関係機関との連携などにおいて、市町村間で差が生じていることが課題となっています。 2 県では、地域における社会資源を開拓し連携を促す生活支援コーディネーターへの研修を実施するなど、人材の育成を図るほか、地域課題の洗い出しから解決策の提案まで、伴走型で支援するアドバイザーを要請に応じて派遣するなど、市町村の取組を支援しています。 3 本年度は、新たに、市町村の取組状況を調査・分析し、進捗を客観的に評価できる指標を作成するとともに、特に支援の必要な市町村には、アドバイザーをプッシュ型で派遣するなど、市町村の実情に合わせた支援を一層充実させ、地域包括ケアシステムの推進を図ってまいります。	知事 熊谷 俊人

令和 7 年 9 月 定例 県 議 会 （ 本 会 議 ） に お け る 答 弁 要 旨

(質問日：令和 7 年 9 月 1 1 日)

(代表)・一般)

部 (局・庁)・課 (室) 名 健康福祉部 高齢者福祉課

質問者 立憲民主党 鈴木 均 議員

質 問 要 旨	答 弁 要 旨	答 弁 者
5. 在宅介護について (2) 県は、訪問介護事業所への支援をどのように行っていくのか。	1 訪問介護事業所は、比較的小規模な事業所が多く、新規に雇用したホームヘルパーの育成や経営の見直しへの着手が困難な状況にあり、人材確保や経営の安定化が大きな課題であると認識しています。 2 県では、国の補助事業を活用し、訪問介護事業所において、経験豊かなホームヘルパーが一定期間、経験の浅いホームヘルパーに同行して指導する経費に助成するほか、人材不足などにより自ら経営改善に取り組むことが困難な事業所に、コンサルタント等の専門家が巡回して支援する事業を実施する予定です。 3 また、事業所が安定して運営できるよう、全国知事会を通じて、介護報酬の臨時改定等の措置を速やかに講じることについて、国に要望しているところであり、在宅介護が必要な高齢者が、地域で安心してサービスを受けられるよう、訪問介護事業所を支援してまいります。	知事 熊谷 俊人

令和 7 年 9 月 定例 県 議 会 （ 本 会 議 ） に お け る 答 弁 要 旨

（質問日：令和 7 年 9 月 1 1 日）

〔代表〕・一般）

部（局・庁）・課（室）名 健康福祉部 医療整備課

質問者 立憲民主党 鈴木 均 議員

質 問 要 旨	答 弁 要 旨	答 弁 者
6. 県立保健医療大学の機能強化について （１）大学院の設置について、県の考え方と今後の進め方はどうか。 （再質問） 新たに大学院に設置する「公衆衛生学専攻」では、どのような特色や優位性を打ち出していくのか。	1 保健医療大学は、保健医療に関する複数の職種を学科を設置し、多職種連携を学びやすいという強みを持つことから、高度・専門人材の育成やシンクタンク機能等を備えた大学院を設置することにより、複雑な保健医療課題の解決に向けた実践的な研究や、現場経験者の学び直し・スキルアップ等の社会的ニーズに応えることができると考えています。 2 具体的な大学院の構成としては、学部の学科を基礎とする「看護」「栄養」「歯科衛生」「リハビリテーション」の４領域のほか、資格の有無を問わない「ヘルスサイエンス」領域を修士課程に設置する検討を進めます。 3 将来的には、ヘルスサイエンス領域を発展的に改組し、公衆衛生学修士課程を設置するとともに、その他の分野も含め、大学教員の養成等を見据えた博士課程を設置することも計画しているところです。 公衆衛生学専攻では、公衆衛生分野における専門知識とスキルを持ち、保健医療の国際化に対応しつつ、研究成果を地域に還元できるリーダー人材を育成することを特色として打ち出していきたいと考えています。 先行事例においては、分析力と実践力を磨き、公衆衛生の専門家として必要となる知識・技能とともに、多様な価値観や倫理観が行き交う現場で課題解決力を発揮するためのマネジメント力を身につけることができる教育プログラムが提供されています。 保健医療大学においても、このような先行事例などを研究し、より優位性が高く学生に選ばれる	知事 熊谷 俊人

(要望) 高齢者人口の増加や保健医療にかかわるニーズの多様化に対応するため、本県の現場を担うトップリーダーの育成は喫緊の課題である。 保医大における他職種連携の学びを大学院で発展させ、実践と研究にブリッジをかけ、シンクタンク機能を充実させていくことが期待されている。スピード感を持って大学との協議を深め、具体的スケジュールを早期に示すよう要望する。	専攻課程となるよう取り組んでいきます。	
---	----------------------------	--

令和 7 年 9 月 定例 県 議 会 （ 本 会 議 ） に お け る 答 弁 要 旨

（質問日：令和 7 年 9 月 1 1 日）

（代表）・一般）

部（局・庁）・課（室）名 健康福祉部 医療整備課

質問者 立憲民主党 鈴木 均 議員

質 問 要 旨	答 弁 要 旨	答 弁 者
6. 県立保健医療大学の機能強化について （2）公立大学法人化について、県の考え方と今後の進め方はどうか。	1 公立大学を法人化することにより、大学の自主的な判断に基づく弾力的な予算執行や人事管理が可能となり、効率的な大学運営や教育研究活動の活性化が図られること、プロパー職員の採用等による事務局の専門性が向上することなどが期待できます。 2 一方、法人化することにより、大学の魅力アップや資金獲得のためのブランド価値の創造・広報等を強化することや、健全で適切な運営を自ら担保し、社会的信頼に応えるため、コンプライアンスの推進を図る体制を構築することなどが求められます。 3 県としては、県立大学としての機能と魅力を維持するとともに、法人化による効果を最大限発揮できるよう、運営主体の移行に伴う組織的・財政的課題への対応を検討しながら、令和 1 0 年度に向けて保健医療大学の法人化に取り組んでまいります。	副知事 高梨 みちえ